

京都市告示第234号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年9月1日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	栂辻水0060号	山科区栂辻池尻町31番地の1地先 同町22番地の5地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	向島水0153号	伏見区向島二ノ丸町141番地地先 同上	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起終	廃止する終点
1	栂辻水0046号	山科区栂辻池尻町30番地の3地先 同町30番地の1地先	点
2	太秦安井水0002号	右京区太秦安井藤ノ木町8番地の3地先 同町11番地の24地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)